

お知らせ

あなたの資産を

確認してください

～固定資産課税台帳の縦覧～

自分の所有している資産を
確認していただくために、固
定資産課税台帳を無料で見る
ことのできる縦覧を次のとお
り行います。

■縦覧期間

4月1日(火)～6月2日(月)

(ただし土曜日、日曜日、祝日
は除く。)

■縦覧できるもの(固定資産
課税台帳にかわるもの)

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在、
地番、地目、地積、価格)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在、
家屋番号、種類、構造、床面積、
価格)

※縦覧台帳は、旧町単位で作
成していますので、所在を確
認のうえ、該当の各総合支所
で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要
なもの

①固定資産税の納税義務者
(ただし、土地(家屋)のみを
所有している者は、家屋(土
地)の縦覧ができません。)

- ・必要なもの
納税通知書・課税明細書等
と印鑑

②納税管理人(代理人)

- ・必要なもの
納税通知書・課税明細書等
と印鑑(納税者から委任が
あったものとして扱う。)

※納税者と同居の親族も同様
に取り扱います。

■縦覧料

無料

■時間

午前8時30分～午後5時

15分

■場所

久賀・大島・東和・橘各総
合支所

■問い合わせ

税務課 課税第2班

☎0820(74)1008

ひとり親家庭高等技能訓
練促進費等事業のお知らせ

看護師等経済的自立に効果
的な資格を取得するため2年
以上養成機関で修業する場合
に、生活費の負担軽減のため
高等技能訓練促進費を支給す
るとともに、養成課程の修了
後に入学支援修了一時金を支
給します。

町内に居住する母子家庭の
母または父子家庭の父で、次
のすべての要件を満たす方
・児童扶養手当の支給を受け
ているか、同様の所得水準に
ある方

・修業年限2年以上の養成機
関で修業し、対象資格の取得
が見込まれる方

・就業または育児と、修業の
両立が困難と認められる方

・過去に母子家庭高等技能訓
練促進費等を受給していない
方

一人権相談所を開設します

人権相談所では、人権問題、土地、家屋、金銭
貸借、離婚などの生活上の心配事の相談を受けて
います。

◆常設人権相談所

法務局では毎日(休日を除く。)人権相談に応じ
ています。

山口地方法務局岩国支局 ☎0827(43)1125
岩国市錦見一丁目16-35
午前8時30分～午後5時15分

◆特設人権相談所

町内にて毎月一回一会場(9時30分～正午)に
て、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が
開催されています。

－平成26年度計画－

- 久賀総合センター
・4月7日(月)・8月4日(月)・12月8日(月)
- 大島庁舎
・5月12日(月)・9月1日(月)・1月5日(月)
- 橘総合センター
・6月2日(月)・10月6日(月)・2月2日(月)
- 東和総合センター
・7月7日(月)・11月10日(月)・3月2日(月)

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

■対象者

町内に居住する母子家庭の
母または父子家庭の父で、次
のすべての要件を満たす方
・児童扶養手当の支給を受け
ているか、同様の所得水準に
ある方

■対象となる資格

- ・看護師・准看護師
- ・介護福祉士
- ・保育士
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・町長が町の実情に応じて認
める資格

■訓練促進費の支給額および
支給対象期間

修業期間の全期間(上限2
年)に支給します。

- ・高等技能訓練促進費
- ①町民税非課税世帯

月額10万円

②町民税課税世帯
月額7万5000円

・入学支援修了一時金(修了
後支給)

①町民税非課税世帯
5万円

②町民税課税世帯
2万5000円

■訓練促進費を受けるための
手続き

高等技能訓練促進費を希望
される方は、事前相談が必要
です。面談により、資格の取